

『情報Ⅰ』の経過措置の取扱いについて(案)

大学入学者選抜協議会座長
川嶋 太津夫

協議の前提

大学入学共通テスト(以下「共通テスト」という。)は、大学への入学志願者を対象に、高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的としており、そこで出題される科目のうち、受験生にどのような科目を課すかは、各大学が入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に基づき個別学力検査やその他の資料と組み合わせて判断するものである。

その上で、導入趣旨を踏まえ『情報Ⅰ』を課す大学において、旧教育課程を履修した既卒者等(以下「既卒者」という。)に適切な配慮ができるよう、経過措置について、大学・高等学校関係者で合意形成を図るものである。

協議の経過

大学入試センター試験では、新学習指導要領の実施に伴い出題教科・科目を改める際には、既卒者に対する経過措置を講じ、既卒者のうち希望する者が、経過措置問題により受験することとしてきた。

令和7年度大学入学者選抜に係る**大学入学**共通テストから出題する『情報Ⅰ』については、共通第1次学力試験、大学入試センター試験を通じても、教科として初めての追加の出題となることから、「情報Ⅰ」とは目標、内容等が大きく異なる現行の「社会と情報」又は「情報の科学」を履修した既卒者への配慮について、特に検討が必要となった。

このため、大学入学者選抜協議会においてA案(センターにおいて経過措置問題を作成する)及びB案(経過措置問題を作成せず、各大学において措置を講じる)について協議した。

まず、A案については、

- 1) 「社会と情報」「情報の科学」に関する問題作成の蓄積がなく、「情報Ⅰ」とはその目標、内容等が大きく異なるため、それぞれの学習の達成の程度を判定する試験は作成できたとしても、測定できる能力は同一ではなく、難易度の調整には困難が伴うこと、
- 2) 既卒者にとっては、共通テストで課されることを前提に学んでいなかった科目であり、令和7年度入試を受ける際には、現役時には課されていなかった科目が新たに経過措置問題として課されることになるが、そのことが妥当かどうか、といった意見があった。

次に、B案については、

- 1) 経過措置問題を作成しない場合、卒業見込み者と既卒者の成績をどう調整するか検討が必要となるが、それを各大学に委ねることは、『情報Ⅰ』を利用する大学によって対応がまちまちになり、受験生が混乱するおそれがあること、
- 2) 利用方法に関する統一的な指針の策定については、各大学はアドミッション・ポリシーに基づき、多様な形で共通テストを利用していることから、大学間で統一した方法をとることについて合意形成が困難であり、指針の内容によっては、却って『情報Ⅰ』を導入する趣旨が損

なわれるおそれがあること、
といった意見があった。

このように、A案、B案ともに課題があるが、A案の課題については、次項のとおり、予想される課題に対応することで、受験生の立場に立ったより適切な対応が可能になると考えられる。

令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト出題科目『情報Ⅰ』の経過措置(案)

令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストから新たに『情報Ⅰ』を出題するに当たり、既卒者に経過措置問題を作成することについては、新教育課程の「情報Ⅰ」と旧教育課程の「社会と情報」又は「情報の科学」の目標、内容等が大きく異なること、前年度まで既卒者は卒業前には共通テストの試験科目として課されることのなかった科目が出題されることなど、従来の経過措置とは異なる点があるが、既卒者、卒業見込み者の双方に配慮し、新たな教科が出題されるというこれまでになかった状況に、受験生の立場に立って対応する場合、以下の観点を踏まえた上で、既卒者のうち希望する者に選択可能な経過措置問題を出題することが、より適切であると判断される。

- (1) 大学入試センターは、新教育課程における「情報Ⅰ」及び旧教育課程における「社会と情報」「情報の科学」の、それぞれの科目の目標、内容等に基づき、既卒者旧課程履修者が選択可能な経過措置問題を作成する。経過措置問題の作成は、他教科と同様、1年に限る措置とする。その際、既卒者用に経過措置科目を出題するか、『情報Ⅰ』の試験問題の中に既卒者用の選択問題を出題するかは、今後、大学入試センターにおいて検討する。
 - (2) 得点調整については、実施を望む意見が多いことを十分踏まえつつ、大学入試センターにおいて、得点調整の対象とするかどうか及び対象とする場合の方法について、専門家の意見を聞いて検討する。
 - (3) 大学入試センターは令和4年度中に試作問題(経過措置問題を含む)を公表する。
 - (4) 各大学は、アドミッション・ポリシーに基づき、『情報Ⅰ』の扱いも含め、令和7年度からの共通テストの利用科目について、2年程度前を待たず、可能な限りできるだけ早期に決定し、各大学のホームページ等で公表する。なお、出題に当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、その考え方について明確にするよう努める。
 - (5) また、各高等学校は、既卒者となった場合には新たに『情報Ⅰ』の経過措置問題が出題されることについて、生徒への周知に努める。
- ~~(4) 大学入試センターは令和4年度中に試作問題(経過措置問題を含む)を公表する。~~